

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 77 号)

令和4年8月16日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和3年7月30日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇の措置に関して障害福祉課ほか関係課が所有する〇〇の個人情報のすべて」

2 実施機関の決定

令和3年8月31日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は存在しないとして条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年10月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 大津市が虐待防止法に基づき、〇〇に措置（処分）を行ったこと自体は、公権力の発動であって、個人に関する不開示情報には該当しない。
- 2 障害者虐待防止法の養護者による虐待によって、私の〇〇が保護され、施設に入所している。私が虐待していたという事実はなく、不服申し立てをしたいと思っている。しかし、市はそもそもいかなる事実をもって虐待があったと認定したのか、その内容を全く明らかにしない。市の認定した虐待の事実を知り、その処分の妥当性について検討、判断するため、今回の請求に至ったものである。
- 3 特定個人のプライバシーに関わる部分を不開示にすることについては、やむを得ないと考えるが、処分の有効性、妥当性を判断するための外形的、客観的事実については、開示をする必要があると考える。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報は、子ども家庭課では保有していないことから不開示決定をした。

- 2 以上のことから、本件公文書を条例の規定に基づき不開示とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

第6 審査会の判断理由

1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報を作成又は取得しておらず存在しないとして不開示決定を行った。

審査請求人は、これを不服として本件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件保有個人情報の存否について

本件開示請求は、特定の個人への措置に関する保有個人情報の開示を求める趣旨で行われたものであるが、保有個人情報開示請求書の記載からは当該措置が何を指すのかは明らかではないため、実施機関においては、子ども家庭課が保有する保有個人情報のうち、何らかの措置に関する保有個人情報を請求対象個人情報として特定したとのことであった。

子ども家庭課では、本件開示請求に係る個人について、児童手当に関する事務及び児童扶養手当に関する事務を行っていたが、「措置」に関する保有個人情報は存在しないとのことであった。

本件保有個人情報が存在しないことについて、実施機関の上記説明に特段不合理な点はなく、これを覆すべき事情も認められない。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月9日	諮問書の受理
令和4年1月19日	実施機関からの事情聴取 審議
令和4年2月21日	審査請求人の意見陳述 審議
令和4年4月25日	審議
令和4年5月23日	審議
令和4年7月4日	審議
令和4年8月4日	審議
令和4年8月16日	答申